| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 六八 | 繊維工業（整理番号五五の項から前項に掲げるものを除く。） | 一五 | 二五 | 一〇 | 一五 | 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄(2)(ロ)の値は、二〇とする。 | |
| 七一 | 合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業 | 一〇 | 二〇 | 一〇 | 一五 | 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、それぞれ二五、二〇とする。 | |
| （略） | | | | | | | |
| 一〇二 | 窒素質・りん酸質肥料製造業 | 一五 | 二五 | 一〇 | 一五 | (一) アンモニア製造工程（(二)に掲げるものを除く。）にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、三〇、四〇とする。<br>(二) アンモニア誘導品製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇〇、二一〇、二一〇とする。<br>(三) 尿素製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇〇、八〇〇、七〇〇、八〇〇とする。 | |
| （略） | | | | | | | |
| 一〇三 | 複合肥料製造業 | 一五 | 二五 | 一〇 | 一五 | (一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄(1)(ロ)の値は、三五とする。 | |
| 一〇七 | 無機顔料製造業 | 二五 | 三五 | 二〇 | 三〇 | (一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄(1)(ロ)の値は、四〇とする。 | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 六八 | 繊維工業（整理番号五五の項から前項に掲げるものを除く。） | 一五 | 二五 | 一〇 | 二〇 | | |
| 七一 | 合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業 | 一〇 | 二五 | 一〇 | 二〇 | | |
| （略） | | | | | | | |
| 一〇二 | 窒素質・りん酸質肥料製造業 | 一五 | 二五 | 一〇 | 一五 | (一) アンモニア製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、三〇、四〇とする。<br>(二) アンモニア誘導品製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇〇、二一〇、二一〇とする。<br>(三) 尿素製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇〇、八〇〇、七〇〇、八〇〇とする。 | |
| （略） | | | | | | | |
| 一〇三 | 複合肥料製造業 | 一五 | 三五 | 一〇 | 一五 | | |
| 一〇七 | 無機顔料製造業 | 二五 | 四〇 | 二〇 | 三〇 | | |